

毎週火、金曜日発行(但、休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

- ◇告示 道路位置の指定
- 結核予防法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 豚丹毒予防注射等の実施
- ◇選管告示 鳥取県選舉管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年八月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十三日

### 鳥取県告示第四百四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

申請人の  
住所氏名

米子市西倉吉 町二七番地

米子市旗ヶ崎

七〇〇番一の一部

幅員 四メートル

佐伯 治

六九八番二の一部 延長三三メートル

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年七月三十一日 松岡医院

鳥取市行徳は一

○二

松岡 新平

八月一日 伊達外科

伊達登紀雄

九番地

吉方七八

八月三日 堀内医院

堀内 孝正

五二五番地

湖山町一、堀内



## 別表

## 肝てつ検査

## 実施期日

## 実施区域

## 実施場所

八月二十六日

八頭郡船岡町

大伊検診場

二十七日

" "

" "

二十八日

" "

" "

二十九日

" "

" "

三十日

" "

" "

三十一日

" "

" "

別表 肝てつ駆除のための投薬

## 実施期日

## 実施区域

## 実施場所

九月 二日

八頭郡船岡町

大伊検診場

三日

" "

" "

四日

" "

" "

## 選挙管理委員会告示

隼 "

隼 "

隼 "

## 鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和三十八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

## り招集する。

## 昭和三十九年八月二十三日

## 昭和四四年四月十五日第三回郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月額 二五〇円 (配送料共)

## 鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

## 昭和三十八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとお

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十八年八月二十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

## 三 議題

1 教育表彰者の推せんについて

2 その他

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義